

真の朱熹を理解するための窓——新発見書簡四通の考察^①

郭 尹
(訳) 白 井 順 齊 波

要旨…最近、宋人劉王李『新編事文類聚翰墨全書』中から発掘された朱熹の四通の書簡は、現存する各種の朱熹文集の版本に見えないだけでなく、歴代そして近人による各種の輯佚本にも見えない、新発見の朱熹の佚文である。この佚文は、朱熹の第二次祖墓紛争など他の文献に記載のない、知る人の少ない重要な情報を提供してくれるし、また、独特の角度から、朱熹がある非公式な場で述べた治家と宗族の教育理念、およびその他の思想を伝えており、重要な文献史料価値があり、我々が真実の朱熹を理解するための一つの窓を開いてくれる。一つのケースとして、本稿は今後の朱熹研究の新しい道筋を示している。

キーワード…朱熹の佚文 朱熹の日常 朱熹の思想 儒学文献

一般には、朱熹が祖墓の紛争を解決したのは一度だけだと考えられている。すなわち、淳熙三年、朱熹が婺源に帰省した際のこと^②で、史書では「遠祖の墓を復す^③」と記されている。しかし、最近我々は元刻本『新編事文類聚翰墨全書』壬集卷之二「人倫門・文類・家書」中に朱熹の四通の書簡を発見し、この一度だけという結論を覆すこ

とになった。その中の三通が一組のもので、「婺源の弟に与う 文公」という題になっている。別の一書は単行のもので、題は「弟 兄に与う 文公」である（該書簡はまた、明の赤心子『新鐫赤心子匯編四民利観翰府錦囊』卷七、明万曆十三年刻本、にも見える）。考証の結果、別の文献に断片的に引用されているほかは、これらは現存する各種の朱熹文集の版本に見えない、また、歴代そして近人による各種の輯佚本にも見えない、まがうことなき新発見の朱熹佚文であることが判明した。その中の「婺源の弟に与う」三通の書簡は、朱熹が第二次の祖墓紛争を解決した経緯が記録されており、どの文献にも記載されておらず、千百年間、人々に知られることのなかったものである。三通の発見は、今はじめてこの事実を天地間に公にするもので、これによって朱熹の生活事蹟の欠落を補うことができ、重要な史料的价值がある。

『新編事文類聚翰墨全書』の編者・劉応季は、朱熹の門人・劉炳の孫で、字は希泌、号は省軒、建陽の人。咸淳十年の進士、官歴は建陽の簿であった。宋が亡ぶと、武夷の洪源山中に隠れ、熊禾と洪源書堂で十二年間講学を行ない、のち化龍書院を創建した。元の至

大四年没。著書に、『易経精義』、『伝道精語』、『蔡氏言行録』があり、大祖父・劉燾（炳の兄）『雲莊劉文簡公文集』を校訂している。元の大徳年間、『翰墨全書』を編纂し、大徳十一年、熊禾がこれに序を附した（国家図書館蔵、明初簡陽刻本、編号二三三四）。楊守敬の『日本訪書志』巻十一に、「経伝を捜采し、宋元人の遺文の独り此の冊に存するもの、少なからず」と賞讃されているのは本書のことである。

書簡の原文

ここではまず、四通の書簡原文を掲載し、そのあとその真偽、制作年およびこの文献の思想的価値を考察する。原書では「弟 兄に与う」一書は前にあり、これが第二頁で、「婺源の弟に与う」三書は後に置かれ、これが第三頁〜五頁になっている。行論の方便上、以下に制作年の先後に従って順序を調整し、番号を附す。

一

某承書、知此（按…疑當作「比」）日侍奉叔母太孺康寧、中外大小一一安樂。又聞四郎到家一向安好、殊以爲慰。但聞鎮下祖墳被人侵犯、不勝憂懼。既是九丈、即在禁步之外、但不知他是就誰買得此地。若可陳狀、執鄰取贖、亦是一說。煩與小七郎、四九郎、五四郎兄弟商量看如何。若有日限、即一面陳狀、不復更候此中消息也。千萬留念留念！五四郎、五九郎、六十郎皆未及書。六十郎要藥、附去一角。建中湯須是自合、一日吃一兩方有效。吃一兩月、只贖些小吃不濟事也。四郎雖已平復、然渠血弱、亦須常照管、令服藥灼艾乃

佳。渠在此不聽人說、背後偷寫文字、勞力過甚。渠甚懶服藥、而畏灼艾、如何得病好也。今且未可令讀書。前書所說小孫病目如何？想已無事矣。六十郎亦可灼艾爲佳。連日爲諸處書問撥置不下、留了此人多日、今且遣歸。清卿、正思、溫叔皆未及書、各煩致意。溫叔惠及紙筆已領、未有以報爲愧耳。百五郎亦不及書。三郎在學能勉力向學、甚慰老懷也。四郎承書、不及別幅。未相見、各將愛爲祝。

某書を承けたわまり、此（疑うらくは当に「比」に作るべし）日叔母太孺に侍奉して康寧、中外の大小一一安樂なるを知る。又た四郎家に到り、一向に安好なるを聞き、殊に以て慰と爲す。但だ聞く、鎮下の祖墳 人に侵犯さる、と。憂懼に勝えず。既に是れ九丈なれば、即ち禁歩の外に在るも、但だ他は是れ誰に就きて此の地を買得せしかを知らず。陳状すべきが若し、隣を執り贖を取るは、亦た是れ一説なり。小七郎、四九郎、五四郎兄弟を煩わし商量して如何なるかを看よ。若し日限有らば、即ち一面陳状し、復た更に此中の消息を候たす。千万留念留念せよ。

五四郎、五九郎、六十郎皆未だ書に及ばず。六十郎は藥を要むれば、一角を附し去く。建中湯は須く是れ自ら合し、一日一兩方を吃すれば效有り。吃すること一兩月、只だ些小を贖いて吃するも事を済さざる也。四郎は已に平復すと雖ども、然れども渠は血弱なれば、亦た須らく常に照管し、服薬し灼艾せしむれば乃ち佳し。渠は此に在りて人の説を聴かず、背後にて文字を偷写し、勞力過ぎて甚し。渠は甚だ服薬に懶く、而して灼艾を畏る、如何ぞ病の好くなるを得んや。今は且らく未だ讀書せしむべからず。前書に説く所の小孫の病目は如何。思うに已に事無からん矣。六十郎も亦た灼艾して佳しと爲すべし。連日諸処の書問の爲に撥置して下さず、此の人を留めたること多日、今且らく遣りて帰らしめん。清卿、正思、温叔皆未だ書に及ばず、各おの意を致すを煩わす。温叔の恵及せし紙筆は已に領す、

未だ以て報有らざるを愧ずるのみ。百五郎も亦た書に及ばず。三郎は学に在りて能く勉力向学す、甚だ老懷を慰むる也。四郎より書を承けたまわり、別幅に及ばず。未だ相い見えざるも、各おの愛を將つて祝と為す。

二

八月十五日、某書至五六郎賢弟…承書、知己到家、侍奉安樂爲慰。別後見送人未還、心甚懸懸。得此、足爲慰也。書中所說連同祖墳事竟如何？今有狀去、請廿一叔父簽書、面懇宰公理會。此書中已言之、但得其人伏理退聽、不相侵犯便得。雖是自家道理分明、然當時已欠分量、畢竟有此一節未穩、不可過當、便教小人生計、卻致費力也。百五郎書中說得怕人、便要申監司申省部、又云報前日之仇、痛加懲治。如此、則不是理會祖墳、又欲因而報怨、是何道理？又如此、則自家不候縣中結斷、便申監司省部、便是驚越州縣、已自違礙條法了、更如何奈何得人？豈不見洪舍人瓊花公事、近日已送棘寺。吾家勢力如何比得他？他尚不免如此、況吾家乎？千萬更稟廿一叔、與三六兄、百五郎子細商量、更托四公與玉清叟諸人調和、酌中結裏爲佳。切不可過當、別生事端、和祖墳取不得、爲鄉里所笑也。私開文字事已懇周宰了、汪子卿書已說及、此斷不可存留。且煩爲致意子卿、此便遽未及拜書也。莊租房縉等事更煩留念。此二月間遣人已回、請祠未得、更看後遣人回如何。他未有可言者、且好將護爲祝。聞族中子弟有以某名字爲狀首而論訴鄉人者、竊恐官司察見情狀、重置典憲、上累祖先、非是細事。其或州縣姑務包容、未即究治、亦恐治被擾之家不勝怨恨、別赴台省監司論訴、即官方愈見不小、必無幸脫之理、深可寒心。請百五郎、五六郎、五八郎以此意遍喻族中、各宜體悉此意、務爲循理、毋至生事。

八月十五日、某書 五六郎賢弟に至る。書を承けたまわるに、已に家に到り、安樂に侍奉するを知りて慰と爲す。別後、送人未だ還らざるを見て、心甚だ懸懸たるも、此を得れば慰と爲すに足る也。書中に説く所の連同祖墳の事 竟に如何。今狀有りて去き、廿一叔父に請いて簽書し、宰公に面懇して理會せよ。此の書中に已に之を言う、但だ其の人の理に伏して退聽し、相い侵犯せざれば便ち得し。自家道理分明と雖、是ども、然れども當時已に分量を欠く、畢竟此の一節の未だ穩ならざる有り、過当なるべからず、便ち小人をして計を生ぜしめ、却て力を費やしむるなり。百五郎の書中、説き得て人を恐れしむ。便ち監司に申し省部に申するを要す、と。又た云う、前日の仇に報じて、痛く懲治を加えよ、と。此くの如くならば、則ち是れ祖墳を理會せず、人因りて怨に報いんと欲す、是れ何の道理ならん。又た此くの如くんば、則ち自家県中の結斷を候たずして、便ち監司省部に申するは、便ち是れ州縣を驚越し、已自に条法に違礙し了る。更に如何ぞ奈何ぞ人を得んや。豈に洪舍人の瓊花の公事を見ざらんや。近日已に棘寺に送らる。吾家の勢力如何ぞ他に比するを得んや。他すら尚お此くの如きを免れず、況んや吾が家をや。千万更に廿一叔に稟し、三六兄、百五郎と子細に商量し、更に四公と玉清叟諸人に托して調和し、中を酌みて裏(果)を結ぶを佳しと爲す。切に当を過ぎ、別に事端を生じ、祖墳を取り得ず、郷里の笑う所と爲るべからざる也。文字を私開するの事、已に周宰に懇し了ること、汪子卿の書に已に説き及ぶ、此れ断じて存留すべからず。且らく煩わせて為に子卿に意を致す、此れ便ち遽にして、未だ拜書に及ばざる也。莊租房縉等の事は更に念を留むを煩わさん。此の二月間、遣人已に回りに、請祠 未だ得ず、更に後の遣人回ること如何なるを看ん。他に未だ言うべきもの有らず、且らく好く護を將て祝と爲す。聞くならく、族中の子弟 某の名字を以て狀首と爲し、郷人を論訴する者有りりと。窃かに恐る、

官司 情状を察見して典憲に重置され、上は祖先を累わすを。是れ細事に非ず。其れ或いは州県 姑らく包容に務め、未だ即ち究治せざれば、亦た恐る、治めて擾さるるの家 怨恨に勝えず、別に台省監司に赴いて論訴すれば、即ち官方は愈いよ小ならざるを見て、必ず幸いに脱するの理無し、深く寒心すべし。請うらくは百五郎、五六郎、五八郎、此の意を以て遍ねく族中を諭し、各おの宜しく此の意を体悉し、務めて理に循うを為し、事を生ずるに至ること母かるべし。

三

程大歸附書、想已達。堯舉來、承書、知侍奉叔母、同房下一一安佳爲慰。四郎聞尚未十分安樂、堯舉說只作瘡醫、恐須更更（按…疑當作「更」字）問名醫、服補藥乃佳。又聞渠不能忌毒、此猶（按…疑當作「尤」）可慮、須切戒之。叔父墓門不知要寫甚字？後更（按…疑當作「便」）報來。黃運幹一書、煩便遣人送至州縣。渠是謝守親戚、必在州衙安下。書中專求一藥、如得回書、幸便專遣一人送來、千萬千萬、不可誤事也。書中亦說折帛及苗米加耗事、托渠白使君、不知果如何也。鎮下墳所煩作一狀草來、徒（按…疑當作「待」）教人寫封去、求一縣榜約束。堯舉遣人、歲晚多事、草草附此、諸弟侄皆不及書、相見各煩致意、千萬各各保愛、以迎新歲之福。

程大の帰るに書を附す、想うに已に達せん。堯舉 来りて書を承けたまわり、叔母に侍奉し、同房下一一安佳なるを知りて慰と為す。四郎は尚お未だ十分安樂ならずと聞く。堯舉説く、只だ瘡医を作す、と。須らく更更（疑うらくは「更」字を衍す）に名医に問うべし、補薬を服さば乃ち佳し。又た聞く、渠 毒を忌む能わず、と。此れ猶（疑うらくは当に「尤」に作るべし）慮るべし、須く切に之を戒しむべし。叔父の墓門 甚の字を写く

を要するやを知らず。後に更（疑うらくは当に「便」に作るべし）報じ來れ。黃運幹の一書、便ち人を遣わし送りて州県に至るを煩わさん。渠は是れ謝守の親戚なれば、必ず州衙安下に在り。書中に専ら一薬を求む、如し回書を得なば、幸わくば便ち専ら一人を遣わして送り來たらしめんことを。千万千万 事を誤るべからざるなり。書中亦た折帛及び苗米加耗の事を説く、渠に托して使君に白すも、果して如何なるかを知らざる也。鎮下の墳、一狀の草を作り來たるを煩わさん、徒だ（疑うらくは当に「待」に作るべし）人をして写封して去かしめ、一県榜約束を求む。堯舉 人を遣わすも、歲晚多事なれば、草草として此に附す。諸弟侄には皆書に及ばず、相見して各おの意を致すを煩わさん。千万各おの保愛して、以て新歳の福を返えよ。

四

某拜覆三六兄長尊前…六十郎來、伏領賜書、恭審動靜之詳、不勝感慰。信後新正、伏惟即日尊候萬福！但聞叔母太孺所苦未平、甚以爲念。又聞兄長中間亦曾不快、今想已全然平復矣。某兩年疾病三好兩惡、近日愈覺血氣衰耗、易得疾痛。六十郎在此、備見曲折。甚思一歸鄉里、與尊長相聚、而貧匱日甚、卒動不得。後月宮祠當滿、又且看如何也。承惠果子、拜領多感。今有荔枝少許、謾附回使。六十郎說叔母要藥、謹內上附子四枚、沉香一兩、木香半兩、乞視至。煮法已說與六十郎矣。六十郎此回相見、意思甚好、已囑其勉力學問矣。五四郎以次諸侄房下一一安佳、塾等列拜問禮。余乞保重爲懇、不備。正月五日、弟某拜覆。

某 三六兄長尊前に拜覆す。六十郎來たりて、伏して賜書を領す。恭しく動靜の詳を審らかにして、感慰に勝えず。信後は新正なり、伏して惟んみるに即日尊候万福。但だ聞く、叔母太孺の苦しむ所 未だ平らがず、と。

甚だ以て念と為す。又た兄長 中間亦た曾て快ならずと聞くも、今想うに已に全然平復せん。某兩年、疾病は三好兩悪にして、近日愈よいよ血気の衰耗を覚え、疾痛を得易し。六十郎は此に在り、備さに曲折を見る。甚だ思しう、一たび郷里に帰り、尊長と相い聚まらんことを。而れども貧匱 日に甚しく、卒に動き得ず。後月宮祠 当に満つべし、又た且らく如何なるかを看ん。果子を承恵す、拜領して感多し。今荔枝 少許有り、回便に謾附す。六十郎説く、叔母 葉を要むと。謹しんで内に附子四枚、沉香一両、木香半両を上る、乞うらくは至るを視よ。煮法は已に六十郎に説けり矣。六十郎 此の回到に見ゆ、意思甚だ好し、已に其の学問に勉力せよと囑せり矣。五四郎以次、諸侄房下一一安佳、塾等 列拜して問礼す。余は乞うらくは保重を懇と為す。不備。正月五日、弟某 拜覆す。

書簡の真偽の弁証

第一書は、小七郎、四九郎、五四郎、六十郎に言及しており、第四もまた六十郎に言及しているが、この六十郎とは即ち「朱文公与侄手帖」中の朱六十秀才のことである。『趙氏鉄網珊瑚』巻四はこの帖を登載してこう言う、「書を朱六十秀才に呈す、叔朝奉大夫致仕某実封す。……墓木摧倒す、此れ合に小七郎及び四九侄、五四侄諸人と商議打併すべし。』『式古堂書画匯考』巻十四、「六芸之一録」巻三百九十五にもこの帖を収録していて、両者を対照させると、言及されている四人はすべて同一であり、第一書と第四書は本物だと証明できる。

第一は清卿（即ち汪清卿）、正思（即ち程正思）に言及しているが、この二人はみな朱熹文集に見える。清卿、名は湛仲、婺源の人。

『万姓統譜』巻四六に云う、「朱熹 考亭より帰り、清卿の家に寓し、郷人と講学す。因りて其の親に事えて孝なるを嘉みし、其の斎に扁して曰く、『愛日』。又為に『敬斎箴』を作る。」清・施璜『紫陽書院志』巻八にも同じ記載があるが、より詳細である。また、明・戴廷昭等『新安名族志』に拠れば、清卿の号は復庵になつてゐる。『朱熹文集』巻五十に「答汪清卿書」一首を収める。正思の名は端蒙、江西番陽の人。淳熙三年、初めて婺源で朱熹に見えた。その事蹟は『朱熹文集』巻九十一「程君正思墓表」に見える。『文集』巻五十に「答程正思書」二十首を収める。また、朱熹『別集』巻七に淳熙七年南康で作られた「題落星寺」を収めるが、そこに汪清卿と程正思の名が列せられている。また、朱熹の「答程正思」第六書に「清卿の省処、恐らくは靠り得ず」と言及されており、二人が朱熹の門人であつたことが分かり、第一書に記されていることやその交流は偽りではない。

第二書では汪子卿に言及しているが、彼も朱熹の門人である。子卿の名は庭佑、婺源の人。『万姓統譜』巻四六に、「復た薦会に預り、朱晦庵先生に疑を質す」とある。朱熹『文集』巻五十四に、「答汪子卿書」一首を収め、「正思の來たるや、手書両通を辱けなくす」とある。また、巻八十五「求放心齋銘銘」序に、「番陽の程正思求放心齋を作る。汪子卿、祝汝玉 既に之が銘を為り、新安の朱熹其の遺意を綴りて復た為に此を作る」とあり、子卿と程端蒙との交流が密切であり、第二書の云うことに根拠があることが分かる。

第三書で言及されている人々については詳しく考証できないが、叔母、四郎は第一、第四書に見えるし、また第一から第三書に至るまで、すべて祖墳の事に言及していて、彼此互いに参照できるから、第一書から第四書に至るまで朱熹が書いたものであることは疑いを

容れない。次節では書簡が書かれた時期を考証し、それらの信憑性に関して一層充分な根拠を提供したい。

書簡執筆年考

まず、前三書について考証する。第一書に云う、「但だ聞く、鎮下の祖墳 人に侵犯さる、憂懼に勝えず」、「陳状すべきが若し……即ち一面陳状し、復た更に此中の消息を候たず」、第二書に云う、「書中に説く所の連同祖墳の事 竟に如何。今状有りて去き、廿一叔父に請いて簽書し、宰公に面懇して理合せよ。……千万更に廿一叔に稟し、三六兄、百五郎と子細に商量し、更に四公と玉清叟諸人に託して調和し、中を酌み裏(果)を結ぶを佳しと為す。」第三書に云う、「鎮下の墳所、一状の草を作り来るを煩わさん、人をして写封し去くを待ちて、一県榜約束を求む。」これらは明らかに祖墳の侵害を聞き、正に交渉と処置を準備する時の語である。朱熹の自述に拠れば、かつて淳熙三年、婺源において族人を率い祖墳侵害の事を官府に訴え、妥当な処置を得たという³⁾。ここから我々がまず思い至るのは、以上の三通はそれより以前に書かれたはずのものということである。しかし、第一書にはさらに「甚だ老懷を慰む」の語があるから、書かれた時期はそのことより遙か前ということはあり得ない。また、朱熹の母・祝氏は乾道五年に亡くなっているが、これは朱熹四十歳の時のことであった。以上の数通の書簡は奉親と祝氏の事柄にはまったく言及していないから、その時には祝氏はすでに在世していなかったはずである。このことからこの三通が書かれた時間範囲は乾道六年から淳熙二年の間、即ち朱熹四十一歳から四十六

歳の間だと推測し得る。

第二書に云う、「此の二月間、遣人已に回り、請祠未だ得ず、更に後の遣人回るや如何を看ん。」朱熹が四十一歳から四十六歳の間に請祠(祠禄官の願い出)したのは、乾道九年春の一回だけであった。この間のことを時系列で列挙すると以下のようになる。乾道六年、四十一歳、母の服喪中。十二月、行在に召されるも辞す。七年、四十二歳、母の服喪中、再び召命を辞す。八年、四十三歳、三たび召命を辞す。九年、四十四歳、春、再び召命を辞し、祠を請い、夏五月に至り、始めて左宣教郎、主管台州崇道觀に改めらる。淳熙元年、四十五歳、「退を求めて進を得」るをもつて、二たび改官の命を辞退するも果たさず、夏六月、始めて奉祠を拜命。淳熙二年、四十六歳、奉祠を拜命して家居す。これに拠れば、第一書から第三書は乾道九年のものと断定されるべきであろう。朱熹はただこの年の春にのみ請祠の挙があったからである。

しかしながら、書簡中の別の事柄を考証すれば、合わないところもある。もしこれらの書簡の制作年を乾道九年とすれば、朱熹の長男・朱塾はまさに十九歳。『新安朱氏族譜』に拠れば、朱熹の一支は蘆村府君二房に属し、その堂弟五六郎一支は三房に属して、常識から推測すると、五六郎の年齢は朱熹より若いはずであつて、その長男(即ち五四郎、後文で詳述)の年齢は朱塾より若く、その時十九歳にはなつていなかったはずである。書中に云うところに従えば、五四郎はすでに家務において重要な役割を果たし、堂々たる主事者として登場しており、祖墳というこの重要事には彼と相談する必要がある。この任務は、果たして十歳余りの少年に担い得たであろうか。またたとえば、書中の云うところに拠れば、当時四郎、

三郎、五六弟、程大、堯挙、六十郎等、婺源の親族と友人が相前後して来訪しているが、これは尋常ならざることであつて、前後半年の間に婺源の親族と友人たちが突然打ち揃つて来訪問したのは何故なのか。更に留意すべきなのは、第二書が五六弟の帰郷時に朱熹がなお「選人」を遣わして彼を送らせていることに言及している事実である。すでに朱熹自身、婺源に帰郷するのは「貧匱日に甚だしく、卒に動くを得ず」と回想しており、人を派遣して親族と友人を送り届けるための費用は相当嵩んだはずであるが、それをまかない得たのだろうか。これらの種々の事柄に依拠すれば、淳熙三年に遠祖の墓を復したことを時間の座標として、春の請祠を時間の手掛かりとした上で、第一書から第三書を乾道九年のものとする推測が揺らいでくる。

我々が振り返つて改めて書簡の原文を細かに再検討すると、問題が渾然として一気に氷解するのを感じる。原来、第一書から第三書はすべて淳熙七年、朱熹が南康軍知事の任にあつた時のものだったのである。以下にそれを論証してみる。

第一書は汪清卿、程正思に言及しているが、彼らはみな朱熹が淳熙三年に婺源に帰省した時に従学したことは前述した。淳熙七年三月、両人は南康で朱熹に会っている。書簡を認めた時、両人はすでに帰郷していたから、書簡では五六弟に托して「各おの意を致すを煩わす」と述べたのである。

第二書に云う、「八月十五日、某書 五六郎賢弟に至る。書を承けたまわるに、已に家に到り、安楽に侍奉するを知りて慰と為す。別後送人未だ還らざるを見て、心甚だ懸懸たるも、此を得れば、慰

と為すに足る也。」これはきつと、五六弟が南康に朱熹を訪問した時のことで、朱熹は郡吏に命じて彼を婺源まで送らせたのである。時期を推測すれば、五六弟が南康を離れたのは七年七月のことであつたはずである。

第二書が汪子卿に言及していることに関してはすでに述べた。彼は淳熙七年秋、始めて南康で朱熹に見え、三日間滞在したが、書簡が書かれた時には彼はすでに婺源に帰郷していた。

第二書にまた云う、「此の二月間、遣人已に回り、請祠未だ得ず、更に後の遣人回るや如何を看ん。」これもまた、淳熙七年の春の事である。朱熹の呂祖謙に答える書に云う、「欽夫は竟に疾より起たず、極めて痛傷すべし。……熹前月初、人を遣わして請祠するも、今に至るまで未だ還らず、今又た專人もて再懇すれば、勢必ず得可し。只だ命の下るを俟ち、便ち此より便道して長沙を過ぎり之を哭さん。」⁷⁾言うところは正に整合する。

第二書にさらに云う、「文字を私開するの事、已に周宰に懇したる。」周宰とは以下の引用に見えるように周侯のことである。「淳熙八年春三月、婺源の大夫周侯……人を使わし書を以て來たる……後数月、周侯又た邑の処士李君繪及び其の学官弟子数十人と皆書を以て來たる……周侯名は師清、玉山の人。」程敏政の『新安文獻志』卷十一にちょうど李繪の「婺源義役記」が引かれ、そこにこうある。「淳熙七年春二月、玉山の周侯來たりて邑事を宰す……周侯名は師清。」⁸⁾これは、この手紙が淳熙七年に書かれたことの有力な証拠になる。

第三書に云う、「書中亦た折帛及び苗米加耗の事を説く、渠に托して使君に白すも、果して如何なるやを知らざる也。」これもまた、

南康の公事を述べている。朱熹は南康でしばしば朝廷に上奏し、「折帛」(絹の代わりに銭による代納)、「加耗」(付加税の一種)の弊害を論述したが、その後淳熙八、九年、浙東提挙の在任中や、十五年の封事中でもこのことを繰り返して述べていることに關しては、以下を参照されたい。『文集』卷十一「庚子応詔封事」、卷十六「乞蠲減皇子県税錢第二状」、^①「乞放免租税及撥錢米充軍糧賑濟状」、^②「奏借兎上供官錢糴米并乞權行倚閣夏税錢帛状」、^③「乞截留米綱充軍糧賑糶賑給状」、^④「繳納南康任滿合奏稟事件状」、卷二十「申南康早傷乞放租稅及忒副軍糧状」、^⑤「申南康早傷乞倚閣夏稅状」、^⑥「乞除豁經總制錢及月椿錢状」、卷九十九「曉示人戶送納秋苗」。上引第三書で云うところの「使君」とは、「謝守」を指している。朱熹は私信を人に托して進言し、救荒利民に關する諸事のサポートが得られることを願ったのである。彼が方々に支援を求めたその一斑を見ることが出来る。

ここまで論じ至って、第一から第三書は淳熙七年、南康の任にあつた時のものであることに疑問の余地はない。これらの手紙の内容は互いに緊密に關連し合っており、『新編事文類聚翰墨全書』では「与婺源弟」と題されていて、受け取った人物は明らかに同一人、即ち朱熹の堂弟五六郎であつた。第二書は八月十五日と署されており、第一書がその前にあり、程正思に言及されていて、彼は五月初にはまだ南康にいたから、初秋に書かれたはずである。第三書に「歲晚多事」、「以て新歲を迓う」などの語があるから冬末に書かれたのであるろう。書中に云う諸々の人事もこれでスッパリ解きうる。そこで四郎が「此に在り」と書かれているのは、彼がかつて南康に行つたことを指している。「三郎学に在り」というのは、彼がなお南康郡学に留まつていることを指している。「別れし後、送られし人未

だ還らず」と云うのは、公人を遣わし五六弟を護送して婺源に帰させたことを指している。「堯挙来る」というのは、婺源の友人が任所に訪れたことを指しているであろう。「六十郎来る」というのは、もとより婺源から南康に来たことを意味している。それだけではない。朱熹の在任期間中、南康に来た婺源の親族と友人は、まだ少なくとも朱熹の堂叔父・朱栢、表侄の俞潔己等がいる。朱熹が淳熙三年に婺源に帰って展墓したあと、故郷の古馴染みとの交流が日毎に密になつたので、彼らは朱熹が官にあるのに乗じて大挙してやつて来たのである。婺源と南康とはともに江南東路に属しており、まさしく朱熹が該路で任官していたから、婺源の或る親族の子弟たちの中には、にわかに粗暴になり、權勢を笠に着て人を欺き、「某(朱熹)の名字を以て状首と爲し、郷人を論訴する者」も居たのである。

これらの書簡の制作年はすでに明らかになつたが、そこから逆に、書簡中で云う祖墳が侵犯されたことと、淳熙三年の「遠祖の墓を復す」こととは同一の事件だと推測しうる。我々がこの一点に気づいた時、我々自身の最初の反応は非常な驚きであつた。「有司に籲(うった)え、郷評も亦た公、遂に其の旧に復し、石を伐り土を崇くす」(『朱熹集』卷八十六「鼎新安祭告遠祖墓文」)、「其の文は拠りて家に藏し、副は族弟に在り」(『新安文献志』卷十八「婺源茶院朱氏世譜後序」)という経過を経た朱熹の遠祖の墓が、まさか再度侵犯に遭遇したとでも云うのか。しかし、確実な証拠が面前に存在し、朱熹の遠祖の墓が間違ひなく第二次の紛争に巻き込まれたという答えを肯定せざるを得なかつたのである。詳細に検討してゆくと、二度に涉る紛争には異なつたところがある。淳熙三年には「將に連同の墓を展せんとするに、則ち方夫人、十五公、馮夫人の墓は皆已に之を失

す」、これは、婺源の親族でさえともどもに祖墓の確実な場所を知らなかったことを述べている。「困りて亟かに詢訪」し、そこで初めて「連同（一族全部）の兆域の所在を得」た。そしてこの度の紛争では連同の祖墓の位置は確定しており、争点はただ墓地と隣の土地との境界および面積であった。争議を造成した原因は、「当時已に方量を欠く」、即ち淳熙三年にはただ祖墓のあり場所を確認しただけで正確な測量を行なわなかったたので、墓地の境域を明確にしなかったところにあつた。第三書で「県榜約束」を取得しようとしているのは、善後策といえるだろう。これから見ると、このたびの紛争はほぼ年末には解決を見たようである。

再び第四書を考察してみよう。この書は三六兄長に与えたもので、彼は婺源の祖墳紛争の指導的立場にあつた人物であるが、書簡中にはそのことにはまったく言及されていないから、すでに問題は落着し、砲煙も消えてしまっていたはずである。第一書から第三書では叔母孺人はみな健康で恙なしとあるが、第四書ではその苦しみはまだ癒えず、四方に薬を求めているとある。書中で朱熹は、「某兩年、疾病は三好両悪にして、近日愈いよ血気の衰耗を覚え、疾痛を得易し」と、一層老境に至つたことを述べているが、これらのことはみな、この手紙が前の三書の後か、或いは淳熙七年の後に書かれたことを証拠立てている。書中、「塾等列拜して問札す」の語があることとからして、朱熹の長男の朱塾は紹熙二年正月に死去しているから、この手紙はそれより以前、即ち紹熙元年か或いはそれ以前のものである。手紙には「正月五日」と記され、「後月宮祠当に満つべし」とある。考証するに、淳熙七年から紹熙元年の間の二月において、祠祿の任期満了となつたのはただ淳熙十二年だけのことであり、そ

の他は合わない。いまそれらを時系列に沿って列挙すると以下のようになっている。淳熙八年閏三月、南康の任を解かれ、十一月、浙東提挙に赴任、任にあること一年で次年九月には辞して帰郷。十年春正月、主管台州崇道觀に任ぜられるが、そのやや遅い拜命から計算するに、正に十二年二月には任期満了になつたはずである。夏四月、続いて主管華州雲台觀に任ぜられ、十四年夏四月に任が満ちた。同月、続いて南京鴻慶宮祠を拜命したが、秋七月、祠祿の任を解かれ官に除せられた。その後淳熙十五年、十六年にはしばしば改除職任があつた。十五年秋七月には、ひとたび主管西京嵩山崇福宮を拜命するが、引き続き官に除せられた。紹熙元年になると、すでに漳州の任に赴いている。故に第四書は、必ず淳熙十二年正月五日に書かれているはずで、このことは動かない。前注で引いた、淳熙十四年の「答向伯元書」には、「三数年来、日として病まざるは無きも、今年は尤も甚だしと為す。神思疲憊し、筋骸縦弛し、飲食は大減には至らざるも、肌膚は消削し、日に枯槁に就く。蒲柳の姿、秋を望んで先に殞つ」という表現があるが、ここで述べられている身体状況も書簡中で記されていることと完全に符合する。

文献的思想的価値

最も重要なものは、当然のことながら祖墳紛争の出来事である。一般には、朱熹が祖墓紛争を解決したのは一度だけだと考えられている。即ち淳熙三年、朱熹が婺源に帰郷した時で、史書では「遠祖の墓を復す」と記されている。しかしこの他に、まだなお第二次の祖墓紛争があつて、そのことはこの拙文で提示した書簡以外にどの

文献にも記載されておらず、千百年來、知られてこなかったものである。この三書の発見は、いま初めて天地間に公開されたわけで、これによって朱熹の生涯事蹟の欠損部分を補いうる、重要な史料価値がある。書簡にはこの第二次の紛争の内容、由来、処理方法、交渉のプロセス、そしてこの問題に関わって相談した人々といった、ディテールまで言及されており、今後の研究の参考に資するに足る。

次に、書簡は他の文献には記載のない、朱熹の婺源における親族と友人達に関する重要な情報を提供してくれる。たとえば、第一書から第三書までの受け取り人である「五六郎」は、朱熹の堂弟であるが、彼は明・成化元年刊『新安朱氏族譜』によれば、蘆村府君三房下九世の焘のことであり、排行は五十六である。第一書に出て来る「叔母太孀」はその母であり、八世の耜の妻である。「四郎」および後文の「三郎」は族譜には見えず、彼が「五六郎」と密接な関係があることからして、その甥、即ち朱熹の表甥であるかもしれない。朱熹が南康の任にあつた時、魏氏の甥恪や愉兄弟などがやって来たが、彼らはこの二人と同一人物の可能性がある。「小七郎」は蘆村府君長房下九世の恵で、排行は小七である。「四九郎」はその子・十世の公明、排行は四十九。「五四郎」は五六弟の長子・十世の均、排行は五十四。「五九郎」と「六十郎」は均の弟の圻と墳、排行は五十九と六十。「百五郎」は未詳であるが、祖墳の事件では長房、三房はみな登場しており、疑うらくは彼は蘆村府君四房下十世の最も輩分（長幼の順）の高い者で、やはりまた朱熹の堂侄なのかもしれない。第二書の「廿一叔父」は、四房下八世の名は師、仲任、或いは透なる者かもしれない、その当時、婺源の親戚の在世世代の最高年齢者であつたはずで、それ故、訴状には彼の署名が必要であつた。「宰

公」は後文の周宰、名は師清、当時婺源県の知事の任にあつたことはずでに述べた。「三六兄」は第四書の受け取り人で、「廿一叔」の後に列せられている上、祖墳問題の解決策に関与しているから、おそらく「廿一叔」の子で、四房下九世の名は中有、政、才、時、保寿たちのうちの一人であろう。「五八郎」は五六の弟・子坦、排行は五十八。第三書の「程大」は婺源の家僕で、その叔父は五六弟の父の耜、当時すでに世を去っていたので、「墓門」と云つたのである。「黄運幹」（運幹は転運司の補佐官）は未詳、朱熹は彼の進言に託しているから、あるいは当時、江南東路転運司で公務に従事していたのかもしれない。「謝守」も未詳、当時徽州知事の任にあつたはずである。各種の『徽州府志』の職名録にはみな州知事として「謝源明」なる人物を載せているが、しかしその人物は淳熙十二年の着任とされているので時間的に合わない。待考。

現存の資料と推測に基づいて、第一書から第四書中に名の出ている人々を表にして示すと以下になる。

朱熹の婺源の堂親

父の世代・堂叔母 堂廿一叔父

堂兄弟・三六兄 五六弟 小七郎

堂侄・四九郎 五四郎 五八郎 五九郎 六十郎

表甥（？）…三郎、四郎

堂孫・小孫

婺源の堂親譜系

蘆村府君長房…小七郎（九世恵）——四九郎（十世公明）

蘆村府君三房…堂叔母（八世朱耜妻）——五六弟（九世焘）——

五四郎（十世均） 五八郎（十世坦） 五九郎（十世圻）
六十郎（十世墳） —— 三郎、四郎（十世表親？） 小孫
（十一世）

蘆村府君四房・堂廿一叔父（八世師？仲任？透？） —— 三六

兄（九世中有？政？才？時？保寿？） —— 百五郎（十世

居長者？）

婺源僕人…程大

婺源遠親近隣… 四公 玉清叟

友人・熟知の人… 清卿（汪湛仲） 正思（程端蒙） 温叔 周宰（周

師清） 汪子卿（汪庭佑） 堯拳 黄運幹 謝守 使君（謝守）

四通の書簡中に見える、温叔、四公、玉清叟、堯拳、黄運幹、謝守等の事蹟ははつきりせず、彼らはみな一度だけ言及されているだけである。

また次に留意すべきは、書簡中、医薬関係のことが最も多く言及されている事実である。そのことは堂叔母、三六兄、四郎、六十郎、小孫、黄運幹、そして朱熹自身に及んでいる。とりわけ堂叔母、四郎、六十郎が詳細である。ここから、医薬に対する高度な重視が見て取れる。書中ではまた、朱熹は勝手に自分の書き物が出版されたことに言及している。これは婺源の親族旧友が朱熹の同意を得ないで彼の著述を刻印していたのである。朱熹は自分の名前を出してその廃棄を願っている。その他、冠婚葬祭、時候の挨拶、人間関係、朱熹個人の状況などに関してもまた、その他の文献に記載のないことが記載されており、参考価値は少なくない。

これらの書簡の思想的価値は、主として朱熹がある種非公式な局

面で表明した治家と宗族の教育理念が反映されているところにあり、我々が全面的に朱熹の思想を理解する上で比較的独特的視点を提供してくれる。こうした理念はおおむね、健康、向学、法の遵守、隣居との友好、という四項目に概括できる。

ほとんどの書簡において朱熹は少なからざる言葉を費やして自他への身体の問題を語っている。その四郎、六十郎、堂叔母の病情に対する心慮は、病状、病因、治療方法、どんな薬を飲むべきか、どのように配合するか、どのように煎じるか、どのように服用するか、量はいかほど、服用時間はどうか、どのようにして毒を避けるか、灸を組み合わせた治療、さらには医者のかかり方、薬の送付等々、詳細で細かいところまで行き届いたものである。ここには、修身養生や超凡入聖といった大きな話はなく、健康を顧みず書見に没頭することには反対して、後輩がまずは一個の健康人であることが願われており、語られているのは純粹に日常生活の瑣事である。

当然、朱熹は後輩に対して学を好んで上達するよう鼓舞激励するのを欠かさなかった。努力して進歩し得た三郎に対しては、嬉しくて満足の気持ちと言外に溢れている。「意思甚だ好」く、向上した六十郎に対しては、学問に努力するよう更に懇ろに諭している。しかし、感情的に行動しやすく、人のことを顧慮せず自分本位の百五郎や、虎の威を借る狐輩、そして権勢を笠に着て人を馬鹿にする族中の子弟たちに対しては、朱熹は深い憂慮を洩らす一方で厳しく諷責している。ここにも高尚な議論はなく、一般の庶民の家庭教育と変わらない。

祖墳紛争の顛末に関して、朱熹のやり方と態度は繰り返し味わうに足る。順序立てて云えば、まず婺源の親しい友人による規定の日

限内の「陳状」がある。次に、朱熹も自己の影響力を利用した「有状去」、婺源の親族と友人たちの中で最も高い立場にある二十一叔父の署名後、周師清への「面懇宰公」。最後は、五六弟に依頼して詳細な情況を書いてもらう「状草」、それから「教人写封去、求一県榜約束」——このように、この問題の処理は完全に三段階として表示し得る。その原則を総括すれば、一は経官、二は和解である。経官とは法律に訴えることであり、和解とは潮時を見て頃合いで止め、和氣を傷つけないことである。朱熹は、一方で官に訴え、また一方で交渉し、必要あれば第三者に調停してもらい、金銭によつて贖い戻すという案を提起した。この案に対しては百五郎たちが過激な主張をしたが、朱熹は断固として反対した。その理由として以下の四点があった。1、墓地の境域についてはまだ正確な測量をしておらず、こちらにも不十分なところがある。2、レベルを飛び越えて上告するのは、順序からして「条法に違礙」し、相手に権力を渡すことになる。3、力の対比から見れば、本家の力はまだ強大とは云えず、必勝できるとは限らない。4、理屈だけ推して相手を大目に見る度量がなければ、恨みを招いて近隣関係を悪化させる。——こうしたところに、法の遵守と隣居との友好という朱熹の処世哲学が反映されている。

朱熹は、自分が当該路の郡守という権勢で郷人を凌駕することはできないと宗族の人々をたしなめたが、ここにも同様に、法を守り隣居と仲良くせよとする朱熹の思想が体現されている。このような行為の不当性と厳しい結果に対して朱熹は、より高い立場からこう考えていた。「必ず幸いに脱するの理無」く、「典憲に重置され（法律で重く罰せられ）、上は祖先を累わす」ことになる、と。それ故「遍

ねく族中を諭し、務めて理に循い、事を生じるに至る毋」きようと論したのである。

世人の印象では、朱熹は一人の不撓不屈で剛陽の気が充滿した学者だと思われていた。官界にあつては剛直で阿らず、悪を憎むこと仇敵の如き人物として知られ、生涯同意より反対することの方が多く、最後は党の首領として排斥の憂き目に遭わねばならなかった。學術においては、彼はしばしばおのが見解に固執し、好んで人の短所をあげつらい、自己の長所を雄弁に語り、浙学、陸学、袁学を論難してほとんど意地になり、門人弟子はみなその峻厳さを畏れた。人と交わつては、不利を招いたり恨みを買うことも顧慮せず、常々直言を憚らず、我は我が道を行くで、相手を堪えがたい状態においても相手の気持ち顧みたりはせず、友人・呂祖謙もかつて剛直すぎると諫めたことがあった。しかし、これらの書簡ではどうか。我々がここに見出すのは別の朱熹である。すなわち、前を見、後ろを顧み、猶予し讓歩し、委曲を尽くして事を円く納め、双方の間に入って諍いを鎮める。こういう人物像は、すでに知られている朱熹の形象と大きく異なっている。とりわけ注目に値するのは、当時すでに東南の大儒者であり、朝廷じきじきに任命された官僚として、その名は天下に鳴り響いていた朱熹が、家務の処理と族人の教育においては、真面目腐った道学者先生として仁義礼智や天理人欲から説き起こしたりはせず、いつもは口を極めて攻撃している利害の分析から着手して、しかじかしてこそ、我が身を利し被害を避け得て御先祖を辱めず、かくして初めて道理に準拠し、良き人となるのだ、と説くのである。こうしたいささかの説教臭もない息づかい、門を閉めて語る本音話、ひそひそ話を通してこそ、庶民の真実に触れることがで

さる。表向きは堂々とした文章を収める朱熹の文集中には、こうした事例は余り多くは見られない。この四通の書簡は、我々が真の朱熹を理解する上で一つの窓を開けてくれる。

人を知って初めて世事の万事万端を論じることができる。上掲の書簡を読むと、一個の生き生きとした朱熹が、氷のように冷たい祭壇から下りて来、黄ばんだ古紙から立ち上がり、日常のことをしゃべり、本音を吐露し、温和でやさしく、くどいくらいに語るさまは慈愛に満ちている。この事実は疑いもなく、我々が朱熹の文学作品、特に親族知友に関わる大量の詩文を理解する上で、深い裨益を与えてくれるはずである。

周知のところではあるが、国際的な朱子学研究の基盤は十分で、すでに高い水準にまで達しており、超越と新知見を実現するためにどのように継続して進めるべきかにおいては研究者の戸惑いとなっており、少なくとも分野で停滞した状態を引き起こすまでに至っている。この状況下において、新しい資料の発掘は、新しい問題を解決したり他に独自の道を開いたりできるかもしれない。朱熹の佚文を例にして、八百年來歴代に亘って佚文を集めてきた成果は実り多けれども、しかし近年、散見される法帖・碑文や民間に収蔵され著録を公開されていない文献、特に海外に収蔵される文献などのように、なお網から漏れた詩文が続々と発見されている。もし先進的な技術手段を十分に利用し、計画的に重要な文献について全面的な系統の調査を行い、同時に民間文献についても力を注いで収集すれば、きつと新しい重要な収獲があるであろう。本稿の研究はすなわちその一つの例証である。

注

- (1) 本文为国家社科基金项目（項目批准号：17XZ016）、四川大学創新火花項目（項目批准号：2022704401004）段階的成果である。尹波・郭齊は孔学堂簽約入住学者である。
- (2) 清・王懋竑『朱子年譜』では宋元明以来の朱熹の行実記録の大部分を集めており、淳熙三年の所に「復遠祖墓」と項目が記されているだけである。今後の研究者は均しくこの見方を採用している。
- (3) 『乾隆』婺源朱氏正宗譜』第二書及第三書首數句が記録されているようだが、しかし混せて一文としており、文字に誤りがある。俞向東主編『朱熹與婺源』引用するところに同じくす。
- (4) 郭齊・尹波校点『朱熹集』卷八十六『歸新安祭告遠祖墓文』に「惟昔頭祖、作鎮茲邦。開我後人、載祀久遠。封塋所寄、奉守弗戾。他人有之、莫克伸理。茲用震懼、吁于有司。郷評亦公、遂復其旧。伐石崇土、俾後弗迷。」という（成都：四川教育出版社、一九九六年、第四四四七頁）。
- (明)程敏政『新安文獻志』卷十八『婺源茶院朱氏世譜後序』に「淳熙丙申、熹還故里、將展連同之墓、則與方夫人、十五公、馮夫人之墓皆已失之。因亟詢訪、得連同兆域所在、乃率族人言于有司而後得之、其文拋藏于家、副在族弟。」という『影印文淵閣四庫全書』、上海：上海古籍出版社、一九八七年、第一三三五冊、第二五三頁。
- (5) 『朱熹集・別集』卷七『題落星寺』に「朱公永、仲晦、蔡季通、汪清卿、程正思、鄧邦老、陳彥忠、方正淳、俞季清來、朱氏子在侍。淳熙庚子三月丁卯」という（第五五一九頁）。
- (6) 『朱熹集・別集』卷一『向伯元（衰病之余）』に「衰病之余、勉強試吏、遭此早欠、四顧茫然、不免控告朝廷、幸亦略蒙宥副。目今雖似可以支吾、未知來春事体又如何。比及終更、亦当麦熟、遭此凋瘵之民、以付後人耳。……然緣此一事、心剝形瘵、精力全衰、百病交攻、求去未得、殊無好懷也。子卿一見傾倒、留款三日而行、識趣議論、今亦少得也」という（第

- 五三四三頁)。淳熙七年秋初に書いたものである。
- (7) 『朱熹集』卷三十四『答呂伯恭』(人至辱手書)(第一四九九頁)。
- (8) 『朱熹集』卷七十九『徽州婺源縣學三先生祠記』(第四〇九四頁)。
- (9) 程敏政『新安文獻志』卷十一李縉『婺源義役記』、第一三七五冊、第一九〇頁。
- (10) 『朱熹集・別集』卷七『題石乳寺』に「淳熙庚子重五日、晦翁与程正思、陳彥忠、俞季清來、翁子在、甥魏愉從。」とある。(第五五二頁)
- (11) 栞、字は公永、族人の排列は四十、『朱熹集』卷七『次韵四十叔父白鹿之作』、『暇日侍法曹叔父陪諸名勝為落星之游分韵得往字率尔賦呈聊發一笑』、『送四十叔父』、『朱熹集・別集』卷七『題落星寺』、『題落星寺張于湖題字後』に見える。
- (12) 潔己、字は季清、『朱熹集・別集』卷七『題落星寺』、『題落星寺張于湖題字後』、『題石乳寺』に見える。
- (13) 『朱熹集・別集』卷三『劉子澄』(某還自莆中)に「雲台將滿、方欲俟批書畢、遣人宛軫致懇、復求旧秩。」という。(第五四〇六頁) 淳熙十四年夏に書いたものである。また『朱熹集・別集』卷四『向伯元』(三數年來無日不病)に「祠祿將滿、未敢再請、而朝廷記憶、遂有鴻慶之命。」(第五四二二頁) 書も同じ時に書いたものである。
- (14) 趙華富『新安月潭朱氏族譜』卷一非朱熹佚文考、『安徽大學學報(哲社)』(二〇〇七年第二期)により引用。
- (15) 『朱熹集』卷七十五『魏甥恪字序』、卷八十四『記游南康廬山』、『別集』卷五『西原崔嘉彦』(昨承枉顧棲賢)、『別集』卷七『題落星寺張于湖題字後』、『題石乳寺』、『題疊石庵』等に見える。